

高知県新事業チャレンジ支援事業費補助金 Q & A (令和5年7月7日時点)

■申請

質 問	回 答
1 再構築枠と一般枠の両方に申請は可能か。	・申請は1事業者につき1件までです。 ・再構築枠と一般枠のどちらかに申請してください。
2 複数の事業を始める予定だが、複数申請が可能か。	・申請は1事業者につき1件までです。 ・複数の事業をまとめて1つの申請書に記載いただくことは可能ですが、複数申請はできません。
3 交付申請書の別紙1-2又は別紙2-2の(3) 具体的な取組内容はどのように記入すればよいか。	・審査項目及び審査の視点について(公募要領「別添7」)を参照し、画像やイラスト等も使い、なるべく詳しく記入してください。 ①では、コロナ又は原油価格・物価高騰等による具体的な影響と、自社の事業環境を分析したものを記入。②では、①の分析結果を踏まえ新事業(補助事業)を行う必要性を記入。 ③では、新事業の実施内容について製品やサービスの特徴や競争力強化につながる理由等について具体的に記入。④では設備投資の内容について、新事業での必要性を記入してください。⑤では、人員体制等による実現可能性について記入してください。
4 他の補助金との併用は可能か。	・国や県、市町村等が実施する他の補助金との併用は、申請する事業が同一であっても対象経費が異なれば可能です。(同一の対象経費について重複受給はできませんが、自己資金部分への市町村等による継ぎ足し補助金は受給可能です。) ※例外：2つ揃わないと機能を発揮しない機器設備等を、本補助金と別の補助金とで購入する場合など、単体で機能を有さないものは補助対象となりません。 ・申請する事業が同一又は類似内容の場合、補助事業の実施期間が重複する国の事業再構築補助金との併用は原則できません(例外的に、事業再構築補助金の交付決定額が、本補助金の交付決定額を下回る場合には、事業再構築補助金の交付額相当と本補助金の交付額との差額を上限に、本補助金の併用ができます)。
5 複数の支店があるが、支店ごとに申請が可能か。	・支店ごとの申請はできません。法人登記や開業届を行っている事業者単位で、1社あたり1申請となります。 ・事業者単位での申請となりますので、本社の住所、代表者名で申請してください。
6 申請時に全ての見積りが必要か。	・審査では経費の妥当性も確認しますので、原則、申請時に見積りが全て整っていることが必要です。(相見積りも含む)
7 申請時に添付する見積書は1者でいいのか。	・契約金額(税込)が30万円を超える場合は、2者以上の見積りが必要となります。また、単独見積りとするために、同一の物品等について分割発注することは認められません。
8 2者以上の見積りをとるのが難しい場合、どうすればよいか。	・原則、30万円(税込)を超える場合は、相見積りが必要です。 ・同一の物品等で相見積りをとるのが困難な場合は、同性能の他の物品等で2者以上の見積りを取得してください。 ・経費の性質上、2者以上の見積りをとることがどうしても困難な場合は、単独随意契約を行うこととした理由書を提出してください。
9 経費の性質上、2者以上の見積りをとることがどうしても困難な場合としては、どのようなものがあるか。	・特許権を有した独占技術であるため、当該企業以外の事業者から調達することができない状況を想定しています。
10 県税の徴収猶予中だが、申請できるのか。	・徴収猶予中の方も申請可能です。 ・徴収猶予中であることは納税証明書に記載されますので、納税証明書を提出してください。
11 採択は申請の受付順か。早く申請した方が有利になるか。	・申請受付順ではありません。外部有識者等によって申請内容や事業計画を審査の上、優れた提案を行った事業者を予算の範囲内で採択します。
12 採択審査はどのように実施されるのか。	・外部有識者等によって、申請された内容等を審査の上、採択する事業を決定します。
13 交付決定後に辞退をすることはできるか。	・事務局に中止・廃止申請書を提出していただくことで、辞退は可能です。
14 申請の内容は途中で変更できるのか。	・事前に「変更申請書」を提出し、変更承認を得ることが要件です。 ・なお、原則として補助金額増額の変更は認められませんので、交付決定額の範囲内で内容の変更を行ってください。 ・また、外部有識者等による審査会で採択を決定するため、申請時から事業内容が大幅に変更となる場合、認められないことがあります。
15 軽微な変更でも変更申請書の提出は必要か。	・交付決定した申請内容と変わる場合は、軽微なものを含め必ず事務局へ連絡してください。変更申請が必要なものかどうか判断させていただきます。
16 相見積りも取得し金額が低いほうで申請し、交付決定後、正式契約(発注)前に相見積りを超える金額となった場合、再度相見積りも取得する必要はあるのか。	・見積り金額が増額したことにより、当初の相見積り金額を上回った時点で再度相見積りが必要です。また、当初30万円(税込)を超えておらず単独見積りとしていたものが、金額変更などにより30万円を超えた場合も相見積りが必要となります。
17 申請した事業は途中で中止できるのか。	・中止することは可能です。ただし、事前に「中止・廃止申請書」を提出し、承認を得ることが必要です。
18 補助事業終了後の事業計画期間内に事業を継続できなくなった場合、補助金の返還が求められるのか。	・残存簿価相当額等により、補助金交付額を上限として返還を求めます。
19 売上高減少の比較の際、持続化給付金等の給付金はそれぞれ売上に計上するのか。	・持続化給付金等の給付金は、事業者の事業継続を支援するため、使途に制約のない資金を給付するものです。これは、税務上、益金(個人事業者の場合は、総収入金額)に算入されます。 ・ただし、損金(個人事業者の場合は必要経費)の方が多ければ、課税所得は生じず、結果的に法人税・所得税の課税対象となりません。
20 新市場進出(新分野展開、業態転換)、事業転換などの事業再構築の4つの類型のうち、採択されやすいものはあるか。	・特定の類型が他の類型に比べ、一律に高く評価されることや加点されることはありません。
21 中古設備について、30万円を超えない場合でも、3者以上の古物商許可業者からの見積りが必要か。	・価格の妥当性を評価するため、30万円を超えない場合でも3者以上からの見積りが必要です。

R5.4.25
追加